

第 8 回長岡京市上下水道事業審議会

日時

令和元年 5 月 22 日(水曜日) 13 時 30 分～15 時 00 分

場所

長岡京市役所 会議室 7

出席者

山田会長、小坂副会長、大谷委員、片山委員、佐藤委員、角山委員、西川委員、丸山委員、山根委員、山本(一)委員、山本(順)委員

欠席者

西村委員

事務局

滝川上下水道部長、清水上下水道部次長、榊田上下水道部次長兼総務課長、久貝水道技術管理者、鵜野水道施設課長、長田浄水場長、廣下水道施設課長、小林公営企業会計指導員

傍聴者

傍聴者 3 名、報道関係 1 名

配布資料

- 資料 1 上下水道ビジョン(経営戦略)策定から上下水道料金見直しの流れ
- 資料 2 経営戦略の一部修正内容

※ 平成 16 年 10 月水道事業懇談会提言

- 資料 3 上下水道料金のあり方について
- 資料 4 パブリックコメント用資料（改元及び決算値の修正含む）

※ スケジュールについて

- 資料 5 水道事業ガイドライン業務指標一覧（平成 29 年度）
- 資料 6 これまでの上下水道料金の推移と他市比較
- 下水道使用料一覧（流域下水道別）

議事

1. 開会のあいさつ

2. 議題

（1） 上下水道料金の在り方について

資料 1、2、3について事務局から説明。

【質疑応答】

（委員）

東第2浄水場を耐震補強工事して今後も使用することであるが、更新する場合の費用と新規で設備投資する場合の具体的な費用算出はしているのか。また更新及び耐震補強工事を行った場合は、耐用年数 60 年を維持できるのか。

（事務局）

土地代を除き、新規で建築する場合約 40 億円、更新する場合は耐震工事を含めて約 10 億円と試算している。

（事務局）

更新及び耐震補強工事を行った場合、現在の想定では60年を超えてでも使用可能と考えている。

（会長）

管路の法定年数は40年であるが、うまく管理を行うことで40年以上利用するのが一般的である。

（委員）

府営水を利用する期間はいつからいつまでか。

（事務局）

府営水を利用する期間は、資料2-1-2の資料の注意書き及び資料2-1-6の令和3、4年度の受水費が増加しているところであり、時期としては、夏のピーク時が過ぎたあたりから、翌年の夏前までを想定している。

（委員）

水源費対策補助金の解消に加えて、人口減少等を考慮すると、水道料金は上がるという理解でよいか。

（事務局）

資料2-1-6の水道事業の収支計画では、水源費対策補助金を削減したもので、前回提示した内容と大きな変更はない。

（委員）

受水費を下げてもらえる見込みはあるか。

（事務局）

乙訓系の受水費のうち、建設に係る単価は単純に一元化する場合
は下がると想定され、一方、使用料金は上がることも想定され
る。

（事務局）

府の方針として具体的な数字は出ておらず、あくまでも市としての
シミュレーションである。トータルとしての受水費が下がる余地があ
るのではないかと想定されるが、この収支計画には反映していませ
ん。

（委員）

協議に市も入っているということから、資料2-1-3と資料3での
記載のニュアンスを合わせた方がよいのではないか。

（事務局）

市も協議に入っており、記載内容を検討する。

（委員）

地下水と府営水のブレンド率に変更されても、水道料金は変わら
ないということによいか。

（事務局）

水道料金算定期間は令和2年度から6年度の5年間で料金算定
しており、令和6年度までの前半5年間では料金変更の予定はな
い。

(委員)

下水道使用料について、高い自治体と安い自治体がある理由は何か。

(事務局)

各自治体の下水道建設の歴史や地形等から、投資額が大きく変わる。例えば、大きな開発時に業者が水道と下水道を合わせて整備し、市へ移管している場合、市としての当初の建設投資額が不要であり、借入金は少なくて済む。本市の場合は、そのような大きな開発がなく、市の借金で整備してきたので元利金返済などが発生し、現在の下水道使用料の設定となっている。

(会長)

基準外一般会計繰入金の解消を図るための試算として、22%とあるが、審議会としては22%ありきではなく、答申を受けた市が判断する。

(事務局)

下水道事業には雨水事業と污水事業があり、污水事業については、令和2年に市全域の計画面積を完了できる見通しがたった。そのため污水事業は一定の投資ができたと判断できる。

一方、雨水については、昨今の大雨被害などの対応が課題となっており、雨水事業に投資する必要がある。これが今後の課題であり、犬川及び神足ポンプ場の更新なども控え、また小畑川排水区の浸水への対策も実施していく予定であり、しっかりと税を投入して雨水事業を実施できるようにと考えている。雨水事業については税が100%投入となる。

しかし、污水事業は原則として基準内の繰入れ及び下水道使用料で賄う必要があるため、基準外の繰入を解消する場合、使用料の改定率22%という試算となる。

(会長)

雨水事業の充実等の内容はどこに記載されていますか。

(事務局)

資料4「長岡京市上下水道ビジョン(経営戦略)」の126、127ページに、下水道事業の投資額の金額を記載している。ここで雨水浸水対策の実施についても記載している。アンケートでも浸水対策を実施して欲しいという声もある。

(委員)

昨今の大雨被害の状況などから安全安心について考えていかなければならない状況であるといえるため、下水道使用料を改定する場合は市民に納得いく説明を考えていく必要がある。

(会長)

単に基準外の一般会計繰入金を減らすだけでなく、雨水事業を実施していくためにも使用料の見直しが必要であるということを示していくことは重要である。

(事務局)

下水道事業は平成29年度から企業会計導入で、独立採算の公営企業として汚水事業のあるべき経営と、昨今の浸水対策への雨水事業の充実を、わかりやすく説明させていただく。

(2) パブリックコメントについて

(事務局)

本日の内容を修正及び追加し、修正後の資料により令和元年 6 月 21 日よりパブリックコメントを実施する。については、その他表現等に気づきがあれば、今週中に電話もしくは、メールで連絡をいただきたい。

(委員)

パブリックコメントについては、冊子が全ページ HP に掲載され、意見はインターネット上で行うのか。

(事務局)

その通り、ホームページでの情報提供と意見の提出のほか、市内の情報コーナーにも今回の資料を冊子にして設置し、意見を提出していただける。

2. その他

次回審議会開催日程は、8 月 1 日(木曜日)13 時 30 分からで、内容はパブリックコメントの報告と、まとめ次第、市長に答申し、その後懇談を予定。

資料 5、6 について説明があった。

3. 閉会

事務局あいさつ。